

不法処理防止パネルによる普及啓発について

1 事業概要

昨年、公益社団法人北海道産業廃棄物協会後志支部から贈呈された不法処理防止パネルを利用し、各構成機関において不法処理防止の普及啓発を図ります。

2 利用手順

(1) パネル利用の申し込み

パネルを利用したい構成機関は、利用開始1週間前までに、事務局（後志総合振興局環境生活課）に別紙「不法処理防止パネル利用申込書」を提出してください。

(2) パネルの送付

事務局は、利用開始前日までに、申し込みのあった構成機関に送付します。
なお、費用は事務局で負担します。

(3) パネルの返送

利用が終わった構成機関は、事務局に返送してください。
なお、費用は利用した構成機関で負担してください。

3 不法処理防止パネル

パネルの大きさは縦85cm×横60cmで、デザインは次のとおりです。



【パネル No. 1】



【パネル No. 2】



【パネル No. 3】



【パネル No. 4】



【パネル No. 5】